

新最
家事撮要

下卷

590類
43號
2

5
4

41221

教科書文庫

4
910
42-1966
61304 49276

Kodak Gray Scale



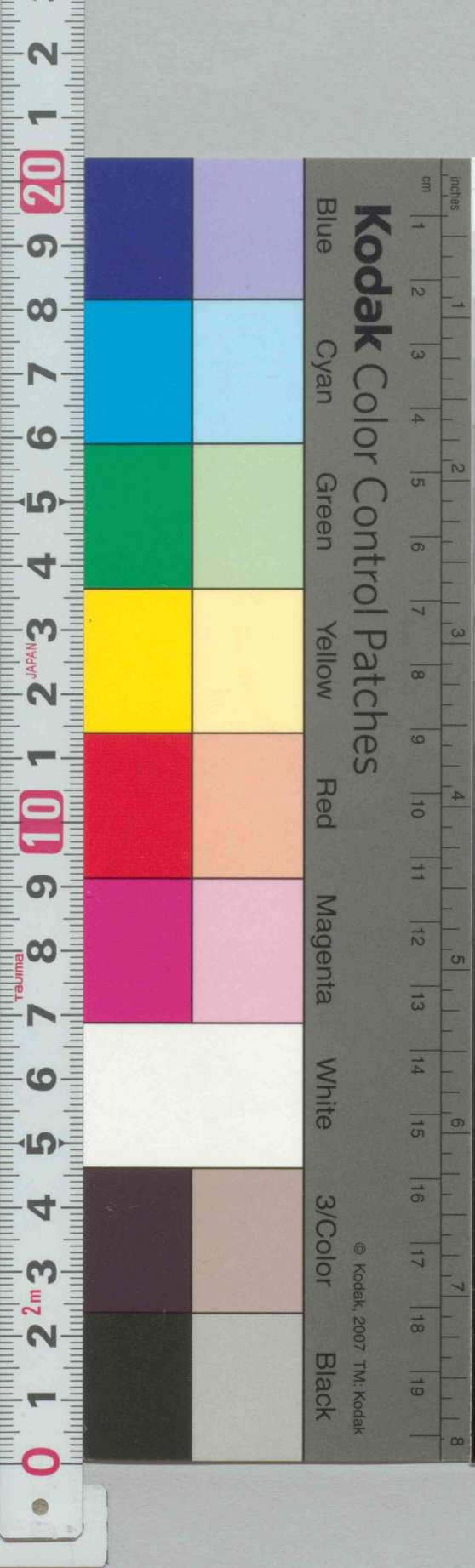
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



590/43

590類
43号

目次

第四編 育兒

第十四章 胎產

第九二節 母の義務……………一

第九三節 妊娠の模様……………二

第九四節 妊婦の衛生……………二

第九五節 出産及其準備……………四

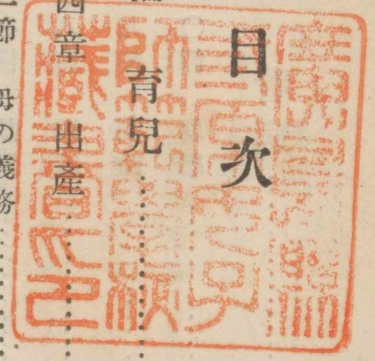
第九六節 産婦の衛生……………六

第十五章 身體の發育……………六

第九七節 發育の模様……………六

第九八節 哺乳……………八

第九九節 生齒……………一四



第4641號

中央図書館

明治三十三年四月六日
文部省檢定濟
高等女子學校師範學校家事教科書

女子高等師範學校教諭後閑菊野校閱
東京府女子師範學校教諭佐々木君代編著

最新家事撮要

東京大日本圖書株式會社

広島大学図書

0130449276



第一〇〇節 離乳 一五

第一〇一節 衣食住 一五

第一〇二節 沐浴、運動、睡眠 一七

第一〇三節 疾病 一九

第十六章 精神の發育 二一

第一〇四節 發育の模様 二一

第一〇五節 遊戲 二三

第一〇六節 玩具 二五

第一〇七節 談話 二五

第一〇八節 模範 二七

第一〇九節 訓誡 二八

第一一〇節 就學 二九

第五編 看病

..... 三一



第十七章 疾病 三一

第一一節 疾病の原因 三一

第一二節 細菌の繁殖 三一

第一三節 人體の感受 三三

第一四節 細菌の分類 三三

第一五節 發病の模様 三六

第十八章 豫防法 三六

第一一六節 豫防の概略 三六

第一一七節 消毒法 三七

第一一八節 清潔法 三九

第一一九節 隔離法 四〇

第一二〇節 衛生 四一

第一二一節 免疫 四一

第十九章 治療法 四三

第二十一章 家族……………六〇

 第一三四節 家長及主婦……………六〇

 第一三五節 老人……………六一

 第一三六節 婢僕……………六五

第二十二章 家風……………六六

 第一三七節 家風の必要……………六六

 第一三八節 習慣……………六七

 第一三九節 祖先の遺風……………七〇

 第一四〇節 郷土の風習……………七一

 第一四一節 家法……………七一

第二十三章 家計……………七二

 甲 財産……………七二

 第一四二節 財産の種類……………七二

 第一四三節 不動産の運用……………七二

 第一二二節 醫師……………四三

 第一二三節 薬用法……………四四

 第一二四節 巻法……………四七

 第一二五節 浴法……………四八

 第一二六節 血清療法……………四九

 第一二七節 救急療法……………五〇

第二十章 看護……………五三

 第一二八節 看護の務……………五三

 第一二九節 衣食住……………五三

 第一三〇節 病状視察……………五四

 第一三一節 介抱……………五六

 第一三二節 回復期の注意……………五八

 第一三三節 危篤の場合の注意……………五八

第六編 整理……………六〇

第一四四節 動産の運用……………七三

第一四五節 郵便貯金……………七三

第一四六節 銀行貯金……………七四

第一四七節 保険……………七五

第一四八節 貸金……………七七

第一四九節 管理……………七八

乙 出納……………七八

第一五〇節 豫算……………七八

第一五一節 支拂……………八一

第一五二節 物品の購求……………八一

第一五三節 家計簿記……………八二

第二十四章 結論……………八三

第一五四節 婦人の一家に對する務……………八三

第一五五節 婦人の國家に對する務……………八四

目次終

最新家事撮要下卷

後閑菊野校閱

佐々木君代著

第四編 兒育

第十四章 出産

第九二節

母の義務

子女教育の義務は、其兩親にある

こと勿論なれども、父は、主として、外部の仕事に従事するものなれば、之が主任者としては、寧ろ母を推さるべからず。殊に、婦人は、性質溫和周密にして、且つ天賦の愛情に富み、體質も之に適するものなれば、女子たるものは、進んで此天職

を全ふせんことを務むべきなり。

第九三節 妊娠の様相 婦女妊娠すれば、其初は、屢嘔氣を催し、食嗜大に平常と異り、所謂惡咀を起し、月の重なるに従つて、乳房は次第に肥大して、乳頭の周圍に黑色を呈し、五ヶ月に至れば、胎動を覺ゆるに至るべし。

以上は、身體上に及ぼす變化なれども、精神上にも、影響を及ぼすこと大にして、神經過敏となりて、小事に激し易く、判斷を誤ること、屢之れあるものなり。

第九四節 妊婦の衛生 胎兒は、母と感動を同らし、體質亦遺傳するものなれば、妊婦は、常に、精神上并に身體上の衛生に注意し、以て、精神身體共に、圓滿なる兒童を得んことを力むべし。今、注意すべき諸件を擧ぐれば、次の如し。

一、氣を平靜に持ち、精神の激動を避くべし。

二、衣服は、軽く、暖かにして、且つ、寛やかなるを着すべし。帶紐等にて強くしめ、胎兒の發育を妨ぐる如きは、宜しからず。腹帶は、通常、五ヶ月に至りて用ふるものにて、其目的は、腹部を温むると、胎兒をして、適當の位置を保たしむるとにあるものなれば、フランネル等の、幅の廣きを用ひ、腹部の全體に行きわたる様にすべし。履物は、成るべく低くして、軽く、轉倒の恐なきものを用ふべし。

三、食物は、滋養多くして、消化し易きものを用ひ、決して香料を用ふべからず。

四、居室は、安靜にして、空氣の流通、日光の射入等、衛生に適

したる所を選ぶべく、常に座布團を用ひて、腰部をひやさざる様にすべし。

三 夜間の睡眠は、成るべく長きをよろしとす。

五、常に適度の運動をなすべし。臺所の仕事の如きは、其最も適したるものなり。されども、臨月に近づきたる時は、身體を安靜に保ち、過激の勞働をなすべからず。殊に、馬車、人力車等に乗る、重荷を負ひ、及び、疾走する等のことは、深く慎まざるべからず。

第九五節 出産及び其準備 出産の期日は、妊娠の日より、凡そ四十週後なるを正規とすれども、其期に満たずして出産することも、まゝ有るものなれば、早くより、其準備をなし置くべし。

出産に關して、最も必要なるは産婆なり。産婆の如何は、實に、母子の生命に關するものなれば、よくよく選擇して、學力經驗共に、深き人に依頼し、且つ、屢々招きて、診察を受くべし。産室は、閑靜にして、光線、空氣共に宜しき處を選ぶべし。

出産前に準備すべきものは、生兒の衣服、むつき、其他、脱脂ガーゼ、脱脂綿、油紙、産湯、鹽、便器、手拭等なり。

出産期切迫すれば、胎兒の位置は降下し、且つ、陣痛とて、一定の時間を隔て、腹痛又は腰痛を覺ゆる者なり。此時に至らば、産室に入りて出産の用意をなし、氣を確にして、萬事産婆の指揮に従ふべし。若し、難産の模様ある時は、直に産科醫を招きて、之が手術を請ふべし。産婆の間に合はずして、分娩したる時は、生兒の面に、不潔物の觸れざる様にし、空氣を吸

ひ得る様に、上向きになし置き、産婆の來るを待つべし。
第九六節 産婦の衛生 出産後は、著しく疲勞するものなれば、室内を靜かにして睡り易からしむべし。六週間を経ざれば、子宮は本に復せざるものなれば、此間は大切に保たざるべからず。殊に、前三週間は、臥褥せしめて、次の事項を守らしむるを要す。

- 一、柔かにして、消化し易き滋養物を食すること。
- 二、身體の位置を正しくし、急激なる動作をなさざるること。
- 三、身體、衣服等を清潔ならしむること。
- 四、烈しき感情を去り、精神を安靜ならしむること。

第十五章 身體の發育

第九七節 發育の模様 乳兒は、主として、其營養を、乳汁

にのみ仰ぎ、初は、身體極めて柔軟にして、其生活、すべて、他のたすけを待たざるべからず。

一年を経過して、幼兒期に達すれば、乳齒を生じて種々の食物をとるが故に、筋肉も、發育し、直立歩行自在となり、隨意に、運動、馳驅し得るを以て、乳兒期に比すれば、他人の手をまつこと少なし。今發育の模様を表に示せば次の如し。

乳兒期の發育		
時	體重	身長
分娩時	八〇〇匁	一六寸
一月	一〇〇〇	一七
六月	一八〇〇	二一
一年	二三〇〇	二四

第九八節 哺乳

第一、母の乳汁 母は、妊娠中より、乳房漸次肥大し、出産すれば、自然に乳汁を分泌す。之れ、母の、其子を哺乳すべき天職あることを示すものなり。しかのみならず、生母の乳は、左の特點あるにより、已むを得ざる場合の外は、之を以て、乳

年 齡		體 重(貫)		身 長(寸)	
分 娩 時	年	男	女	男	女
一 年	〇、八	二、三	二、一	一六	一六
二 年	二、九	三、一	二、九	二六	二五
三 年	三、七	三、一	三、〇	二八	二八
四 年	四、二	四、二	四、〇	三〇	三〇
五 年	四、五	四、二	四、二	三三	三一
六 年	四、五	四、二	四、二	三三	三一

養すべし。

- 一、其兒の成長に伴ひて、次第に濃厚となり、且つ、體質相當の滋養質を含有す。
 - 二、他の乳汁に比し、消化すること早し。
 - 三、適當の溫度を以て與ふることを得。
- 然れども、左の場合に於ては、生母の乳を用ふるを避くべし。
- 四、生母、身體虛弱にして、乳汁の出でざるとき。
 - 五、生母の疾病(殊に脚氣、肺病、梅毒、癩病、癩癩等)其他の事情により、乳質悪しきとき。
 - 六、乳房に創傷あるとき。
- 左の場合に於ては、牛乳其他を併せ用ふるをよろしとす。
- 七、生母の身體餘り強からざるとき。

八、生母に仕事ありて、時を定めて、乳を與ふること能はざるとき。

母乳を與ふる期間は、母は、次のことに注意すべし。

九、飲食物の變化は、直に乳質に影響を及ぼすを以て、よく之に注意すること。

一〇、感情の激發も、亦、同様の結果を來すにより、つとめて之を避くること。

一一、運動すると、せざるとは、乳量に關係するものなれば、毎日適宜の運動をなすこと。

一二、生母服藥する時は、授乳の可否を醫師に問ふべきこと。

一三、乳房を大切にすること。

第二、乳母の乳汁 乳母は、生母に代りて乳兒を養ふ

任に當るものなれば、之が選擇には、大に意を用ふべきなり。左に、其注意すべき要點を擧ぐべし。

一、身體強健にして遺傳病等なきもの。

二、性質溫良にして教育あるもの。

三、家庭の野卑ならざるもの。

四、生母と、殆んど同時か、又は、一二月前に出産したるものたるべし。

五、乳質善良にして、且つ、其分量多きもの。

乳母を雇ひ入れたるときは、育兒に關する大體の事項を教へ、且つ、相當の勞働に服せしむべし。尤も、乳兒を乳母に托したりとはいへ、其指揮管督の、生母にあることは勿論なり。

第三、牛乳 牛乳は人乳に比すれば、蛋白質多く、糖分

粉きを以て、之を乳兒に與ふるには、水を加へて薄むると同時に、砂糖を加へて其足らざるを補はざるべからず。而してその稀釋の割合は、乳兒の體質と年齢とによりて、斟酌すべきものにして、固より、一定の規則に拘泥すべきものにあらず、されど、大凡の標準なくては、空漠のものなるべければ、左に畧表を掲げて、参考に供すべし。(砂糖は、母乳に近き程に加減すべし。)

年齢	牛乳	水	年齢	牛乳	水
初一週日	一	三	自七ヶ月初至八ヶ月末	二	一
自一週初至二週末	一	二、五	自九ヶ月初至十ヶ月末	三	一
自二週初至四ヶ月末	一	二	十一ヶ月以後	純乳	〇
自四ヶ月初至五ヶ月末	一	二			
自五ヶ月初至六ヶ月末	一	一			

牛乳の成分は、乳牛の年齢、牧場の廣狹、食物の種類、搾り取る時刻によりて、多少異なるものにして、脂肪は、夕方搾れるものに最も多く、糖分は、晝搾れるものに最も多し。

第四、コンデンス、ミルク 生牛乳に次ぐは、コンデン

ス、ミルクなり、之は、牛乳に、多量の砂糖を混じて製したるものなれば、糖分多きに過ぎて、胃を害する恐あり。之を乳兒に用ひんとするには、最初は、二十二倍にうすめ、漸次、一ヶ月を増す毎に、一倍づゝ減じ、一年目に至りて十一倍となし、爾後は、常に、十倍となして用ふべし。

尙ほ、哺乳に關する注意をあぐれば、左の如し。

- 一、乳は、時間を定めて與へ、初めは二時間毎に、後は三四時間毎にすべし。夜分は、初めは三四回より、次第に、二回、一

回に減じ、後には、全く與へざる様にすべし。而して、乳兒の満足するまで飲ましむるをよろしとす。

二、乳を與ふるときは、母と共に、身體を正しくすべし。

三、乳を與へつゝ眠るべからず。

四、乳を與へたる後は、乳兒の身體を急に動かす可らず。

五、乳房、又は吸乳器等は、つとめて清潔に保つべし。

第九九節 生齒 齒を生ずる順序は、前齒初め下二枚、次に上四枚、次に下二枚、小白齒(上二枚次に下二枚)犬齒(上下四枚)第二小白齒(上下四枚)にして、此等二十枚の齒を、乳齒と名づけ、生後七ヶ月頃より、三年までの間に、出揃ふを普通とす。六七歳に至れば、ぬけて成齒之に代る。

生齒の期には、種々異狀を呈するものなれば、微温湯、又は食鹽水を以て、度々口中を拭ふべし。尤も、齒を濕布にて拭ひて、清潔ならしむることは、成長したる後までも、永く續くるをよろしとす。

第一〇〇節 離乳 乳を離さるゝは、小兒にとりては、一生涯中の難關なれば、よく注意して之を行ふべし。其時期は、母の健康、妊娠、幼兒發育の模様等により、定むべきものなれども、概して、滿一歳の頃より、少しづつ、粥、又は淡泊なる魚肉の如き、柔かにして消化し易く、滋養ある食物を與へ、次第に、其種類と、分量とを増し、之と同時に、漸次、哺乳の度數を減じて、離乳の準備をなし、乳齒の悉く生じて、咀嚼に差支なきに至りて(滿一歳より三歳までの間)全く乳を離れしむべし。

第一〇一節 衣食住 小兒は、身體の發育甚だ速かなる

が上に、活動甚しきを以て、衣食住に於ては、大に斟酌を加へざるべからず。

- 一、衣服の地質は、輕暖なるをよろしとす。
- 二、仕立方は、寛大にして、運動に便ならしむべし。
- 三、成るべく薄着に慣れしめ、紐等にて、緊約すべからず。
- 四、帽子は、輕くして軟きものを選ぶべし。
- 五、酷寒の時を除く外、襟卷、足袋等は用ひざる習慣をつくべし。
- 六、履物は、草履、若しくは、軟かなる靴を用ひ、高くして、危険の恐あるものは用ひしむべからず。
- 七、食物は、滋養質に富み、消化よろしきものたるべし。
- 八、食物は、一回に多くを與ふるよりは、數回に分與するを

よろしとす。

九、甘味多き菓子、を、餘り多く與ふべからず。

一〇、飲み水は、適當に之を與へ、必らず、煮沸水を用ふべし。

一一、小兒の居所は、二階等の如き危険なる場所を避くべし。

一二、小兒の遊び場所には、遊戯品の外、物品を置くべからず。

第一〇二節 沐浴、運動、睡眠 小兒は、活動性に富むものにして、其運動はげしきものなれば、一方に於ては、十分、休息をとらしめざるべからず。

一、乳兒は、毎日一回入浴せしめ、炎暑の際は、二回にするをよろしとす。其温度は、三十七八度を適當とす。入浴せし

- むる際には、口中、腋下等をよく洗ひ、最後に、乾きたる布にて拭ふべし。
- 二、入浴後は、寒胃にかゝり易きものなれば、ゆざめのせざる様注意すべし。
- 三、生後、一ヶ月間位の入浴は、盥にて之をなさしめ、時間は十分間を超ゆべからず。
- 四、運動は、つとめて之を奨励し、甚しき風雨の時を除く外は、常に、戸外に出でしむべし。
- 五、運動は、危険ならざる限り、成るべく、小兒の自由に放任すべし。
- 六、運動の際は、及ぶ限り、之を監督し、外傷等を受けしめざる様にすべし。

七、睡眠は、十分之をとらしめ、晝寢をなさしむべし。

八、睡眠中は、寢冷えせぬ様にすべし。

九、睡眠中は、急に、よび起すべからず。

一〇、寢かし方、抱き方、脊負ひ方等に注意し、胸を壓し、脊柱を彎曲せしむる等のことあるべからず。

一一、小兒は、最初より、母、其他と同衾せしむべからず。

第一〇三節 疾病 小兒は、疾病にかゝり易く、且つ、其經過速かなるを以て、其初期に於て、十分加療するを要す。小兒の、疾病にかゝりたるときは、其兆候として、發熱、喚叫、便秘、下痢、吐瀉、痙攣等を起すものなるを以て、容易に之を知ることを得べし。

小兒病の重なるものは、次の諸病なり。

- 一、結膜炎 出産の際、不潔物の眼中に入りたるため起ること多し。
- 二、破傷風 臍緒の切口より、細菌の侵入するに基くものなり。
- 三、黄疸 出産後、一二日目に、皮膚、青黄色となるものなり。
- 四、鵝口瘡 口中に、白色の點を生ずるものにして、乳房又は吸乳器の不潔より來ること多し。
- 五、消化不良 乳汁を吐出し、青便を通ずるは、飲み過ぎ、又は乳質のあしきより來る消化不良の徵候なり、こは、腦膜炎をひき起すことあれば、注意すべし。
- 六、耳漏 耳中より、黄色の粘液を漏出するものにして、其治療を等閑にする時は、聾となることあり。

七、腦膜炎 之は、甚だ危険なるものにして、たとひ、死せざるも、白痴又は不具となる恐あり。

此他、小兒に、特に傳染し易きは、チフテリヤ、痘瘡、麻疹等なるが、此等につきては、看病編に於て、詳に述ぶるところあるべし。

第十六章 精神の發育

第一〇四節 發育の模様 乳兒の生活は、主として、身體の生活なれども、身體の發育するに従ひ、精神のはたらきも、漸次に、其萌芽を生じ、動作、又は言語の上にあらはるるに至るものなり。

第一 動作 小兒の、初めにあらはす動作は、身體自然の要求によりて發するものにして、故意に之をなすにあら

ず。之を無意動作といふ。之には、次の種類あり。

- 一、自發的動作 健康なる小兒の、斷えず肢體を動かすが如く、内部より自然に發する動作なり。
- 二、反射的動作 睡眠中の小兒が、唇に、蠅の止れるとき、唇を動かすが如く、或る刺戟に應ずる無意的動作なり。
- 三、本能的動作 乳兒が、教を受けざるも、哺乳するが如し。
- 四、模擬的動作 乳兒が、母の笑顔を見て、無意に笑顔を呈するの類なり。

此等の動作は、之を経験反復するに従つて、漸次、有意動作となるものにして、小兒の、飲食物を求めんがために、手を出すか如きは、もはや有意動作に屬するものなり。

第二 言語 言語は、極めて必要なるものなれども、生

後數ヶ月間は、未だ全く之を發すること能はず。此期に於ては、身振と號泣とにより、心身の要求を發表するに過ぎざるなり。漸く滿一歳の頃に至れば、精神の發達に伴ひ、談話の機關も、漸く發達し、周圍の人々の言語を聞きて、之を模擬するに至るものなり。但し、初は、單に、發音を模擬するに止りて、意味を有するものにあらざるも、時日を経るに従ひ、言語の指示する實物を、認識するに至るを以て、言語は、意味を有するに至るべし。かくて、一旦、意味を生じたるのちは、言語は、常に、之が指示する觀念を喚び起し、思想を運用する貴重なる方便とはなるなり。

第一〇五節 遊戲 小兒は、一般に、活動性に富むものなれば、適當の仕事を課して、其活動性を満足せしむると同時

に、心身の發達を助け、道德的習慣を養ふことを力めざるべからず。

遊戯は、家の内外を問はず、事宜に應じて行ふべく、其材料とすべきものは、自然物、人造物を問はず、兒童發達の度に應ずべし。尙、左に、遊戯に關する注意を擧ぐべし。

一、小兒は、すべて、世間を不思議に感じ、之を已知の事項に關連せしめて、解釋せんとするところより、種々の發問を試むるものなれば、之につきては、相當の解釋を與へ、妄りに之を退くる等のことあるべからず。

二、危險の恐なき限りは、干渉かんじやうを避くべし。

三、生物に對する同情心を養ふべし。

四、惡友に遠ざからしむべし。

第一〇六節 玩具 玩具は、遊戯の材料たる人造品中の

主なるものなれば、其性質を吟味し、その選擇を誤らざらんことをつとむべし。今其選擇の標準を擧ぐれば次の如し。

一、小兒の嗜好に適するもの。

二、道德上無害にして、且つ、鄙猥わいの嫌なきもの。

三、健康を害し、身體を傷くる虞なきもの。

四、心身發達の程度に適合するもの。

五、精神作用の發達を助くるもの。

第一〇七節 談話 近易なる言語を理解し、且つ、自ら使用することを得るに至れば、他人の談話を聞き、又自らも談話することを好むものなれば、此期を利用して、適當なる談話を以て、小兒の知識、感情を養ひ、言語の練習を助くるとき

は、其効少からざるべし、尙、談話の材料につきては次の注意を要す。

- 一、昔話、寓話、お伽噺おとぎばなしの如き假作的談話は、初期に於て課するを至當とす。
- 二、理科、歴史、道德等に關する事實的談話は、後期に於て課すべし。
- 三、鄙猥の嫌あるもの、幼兒を恐怖せしむるもの、其他道德上に害あるものは、之を避けざるべからず。
- 又、談話の仕方につきては、次の事項に注意すべし。
- 四、言語の發表に注意し、發音、語法等、明瞭正確なるを要す。
- 五、成るべく、幼兒の既往の經驗に訴へ、想像力を働かしむる様にすべし。

六、道德上に於ける原因、結果の關係を知らしめて、善良なる感情の發達を助くべし。

七、餘り長きにわたり、幼兒をして厭倦を生ぜしめざる様注意すべし。

第一〇八節 模範 幼兒は、模倣性まぼがせに富むものなれば、善良なる模範を示して、早くより、之に則らしめ、同一の場合に逢ふ毎に、之をくりかへさしむるときは、遂に習慣を成すに至るべし。幼時に得たる習慣は、後年に至るまで永續するものなれば、幼時に於て、行儀作法、起居、眠食等に至るまで、正しき習慣をつくることを要す。

されば、父母其他の家族は、自ら言行を慎むべきは勿論、婢僕の人柄を吟味し、幼兒の朋友を選擇するに、意を用ひざる

べからず。

第一〇九節 訓誡 小兒は、一般に、種々のことを要求し、時としては、虚言を吐き、命令を拒み、或は、之を輕んぜんとする傾きあるものなれば、此等に對しては、よく訓誡を與へ、適當に之を處置せざるべからず。之に關しては、次の事に注意すべし。

- 一、幼兒の有害なる請求は、之を却くべし。
- 二、虚言は、一般に抑制すべきものなれども、幼時に於ては、無心に之を發し、或は、想像力の盛んなる結果として、自然にあらはるゝこともあるものなれば、よく、其動機どうきの如何を察し、若し、惡意、卑劣等より出づるものなるときは、其理由を明かにして、訓誡すべし。

三、一旦發したる命令は、必ず之を勵行すべし。之が取消しをなし、又は、其實行を緩漫に附し置くが如きは、命令者の威信を損ずるものなり。

四、許否、訓誡、命令は、常に、一定の主義に基き、前後一途に出づるを要す。

第一一〇節 就學 小兒六歳に達すれば、悉く小學校に入れて、教育すべきものなれども、尙、父母の注意を要すること大なるものなれば、家庭と學校と、相協同すること大切なり。

- 一、朋友の選擇に、特に注意すること。
- 二、學校の懇話會、式日等に出席するは勿論、平日の授業をも參觀して、詳かに、學校の事情を知ること。

三、學校の方針、並に家庭に於ける子女の躰方等に關する疑義を質すこと。

四、家庭の狀況、並に子女が家にある間の行狀等をのべて、學校の參考に供すること。

第五編 看病

第十七章 疾病

第一一節 疾病の原因 普通の疾病は、飲食物の停滯、運動の不足、寄生蟲其他の原因により、身體生活機關の常態を失ふにより生ずるものなれども、彼の傳染病と稱するものは、身體の全部、或は、局部に繁殖する細菌の、排泄物中毒に基くものにして甚だ危険なるものなり。

第一一二節 細菌の繁殖 病的細菌は、身體の或る局部を限り、繁殖するものあり、或は、何れの部分を問はず、繁殖するものもあり、其種類によりて異れども、其生活及び繁殖は、何れも、次の事情に大關係を有するものなり。

一、營養物 營養物の種類は、細菌によりて同じからず。酸性のものを好むあり、アルカリ性を好むものあり、中性のものを好むあり、或は、何れをも嫌らはざるものもあり。

二、溫度 細菌の溫度に對する抵抗力も、種類によりて異なるものなれども、概して二十度乃至四十度の間は、其繁殖の最も盛んなる時にして、其以外に於ては、生活の機能を停止するか、又は死するものなりとす。

三、日光 概して細菌の發育に不必要なり。

四、酸素 一般に、必要とするも、時としては、その存在するがために、發育すること能はざるものあり。或は、其有無に關せず發育するものもあり。

第一一三節 人體の感受 病的細菌は、皮膚(創傷面)呼吸

器又は消化機を通じて、患者より、直接に、又は、昆蟲、空氣、飲食物等の媒介によりて、間接に、人體に侵入するものなり。而して、人體が、之に感染すると否とは、大に、健康の狀態に關するものにして、人種、男女、年齢、營養狀態、疾病の有無等も、亦、其感受に差異あらしむるものなり。

第一一四節 細菌の分類 細菌は、其形狀により、之を球狀菌、桿狀菌、及び、螺旋狀菌の三種に分類す。各種類に屬する病的細菌は、

第一 球狀菌

一、化膿菌 患部に存在して化膿の原因となり、皮膚より直接に傳染するものなり。

二、肺炎菌 患者の咯痰中にあるものなり。

第二、桿状菌

三、破傷風菌 患者の傷部にのみ存在するものなれども、飛散して、肥料、腐敗水、塵埃等に含有せられ、此等の媒介によりて、皮膚より、間接に又は直接に、傳染するものなり。

四、結核菌 患者の排泄物中に存在するものにして、飛散して、空氣中に存在するものなれば、呼吸器、消化器を通じて、間接に傳染し、或は、患者の咳嗽の噴霧より傳染することもあり。此細菌は、直接に、遺傳せざるが如きも、之を感受し易き體質を、遺傳することは明かなる事實となれり。

五、腸チフス菌 患者の腸内にあるものにして、水より、消化器を通じて、間接に傳染するものなり。

六、赤痢菌 排泄物中にありて、直接又は間接(水より)に、消化器を通じて傳染す。

七、チフテリア菌 患者の義膜中に存在し、唾液に混じて排泄せられ、直接又は間接に(空氣より)傳染す。概して、幼児に多きものなり。

八、ペスト菌 排泄物中にありて、空氣より、皮膚を通じて侵入す、

九、インフルエンザ菌 咯痰、鼻液等より、呼吸器を通じて、直接に傳染す。

第三 螺旋状菌

一〇、コレラ菌、患者の便中より出づるものにして、直接傳染は少なく、飲食物等の媒介により、消化器を通じて、間接に傳染すること多しとす。

尙、痘瘡、麻疹等は其原因不明なりといふ。

傳染病にあらざる疾病の重なるものは、次の如し。

一一、消化不良 飲食物の過量より來るものなり。

一二、腦病 精神過勞、腦部の打撲等より起ること多し。

第一一五節 發病の模様 發病の模様は、疾病の種類により、各差異あるものなれども、諸病に普通なるは、發熱、脈搏と呼吸との異變、發汗、戰慄、惡寒、惡心等なり。

第十八章 豫防法

第一一六節 豫防の概略 疾病の豫防法としては、飲食

物の性質、分量、寒暑の防禦、空氣の流通、日光の射入等を程よくし、運動、休息、其度に適し、つとめて、身體をして、常態を失はしめざるにあり。但し、傳染病の豫防に至りては、特殊の方法と注意とを要するを以て、其大略を心得置くこと必要なり。傳染病の豫防としては、病的細菌の侵入を防ぐこと、たとひ、細菌の侵入を受くるも、之を感受せざる體質をつくること、の二方法あり。

第一一七節 消毒法 之は、直接に、細菌を殺滅する方法

にして、最も安全なるものなり。其方法左の如し

一、燒却

二、蒸氣消毒

三、煮沸消毒

四、藥物消毒 之に供する藥劑は、二十倍の石炭酸水、千倍の昇汞水、及び、生石灰、消石灰、木炭等を、其重もなるものとす。

此外、日光消毒、冷却消毒等の方法あれども、確實といふべからず。

此等の方法を適用するに於ては、次の例によるべし。

- 一、屍體、唾壺、圍房、障壁、床、疊、建具、寢臺、器具等は、石炭酸水を以て、消毒すべし。
- 二、吐瀉物、排泄物は、生石灰、又は木炭汁を以て、消毒すべし。
- 三、食器、被服、寢具等は、煮沸消毒、又は蒸氣消毒に附すべし。
- 四、消毒、困難にして、廉價なるものは、之を焼却すべし。
- 五、前各項の消毒に適せざるものは、之を刷掃し、數日間、日

光にさらすべし。

第一一八節 清潔法 之は、細菌の發育繁殖する事情、並に、傳染病媒介物の絶滅、又は、減少を目的とするものにして、其要領次の如し。

- 一、各戸に於ては、紙屑籠と、少量の水を盛れる唾壺とを備へ置き、紙片、其他の棄却物は、必ず紙屑籠に投入し、痰唾は、必ず唾壺にすべし。
- 二、寢具は、毎月、少くとも、一回、之を日光にさらし、且つ、時々洗濯をなすべし。
- 三、便所の尿溝及び柱壁等は、毎日、水を以て洗ひ、圍房は、濕布を以て拭ふべし。
- 四、糞壺内には、防臭劑として、木炭末、乾燥土粉、灰等を撒布

し、期をあやまらず、汲みとらしむべし。

五、家屋内の洒掃、家具、什器の拂拭は、つとめて、丁寧になすべきは勿論、時々屋外に出して、日光にさらすべし。但、汚染殊に甚しきものは、熱灰汁、又は、石鹼水にて洗ふべし。

六、庭前其他の塵埃、雜草等は、常に取り去り、時々、床下等に、石灰を撒布すべし。但し、集めたる塵埃は、之を焼却するか、又は一定の場所に捨つべし。

七、時々井戸をさらふべし。

八、傳染病流行に際し、溝渠を攪拌するは、却つて、病毒蔓延の媒介をなす虞あれば、必要の場合には、石灰等を投じたるのちに着手すべし。

第一一九節 隔離法 患者を、避病院に送り、又は、病家と、

交通を遮断する等の方法にして、細菌の、直接傳染を豫防するを目的とするものなり。之は、患者又は其家族に對しては、甚だ氣の毒なることなれども、公衆を主眼とする社會に於ては、必ず、勵行せざるべからざるものなり。

患者の食器、寢具等を、別取扱にするも、亦一種の隔離法といふべきなり。

第一二〇節 衛生 飲食物の性質、分量、寒暑の防禦、空氣の流通、日光の射入、運動、休息等、其よろしきを得て、皮膚並に内臓機關を、健全に保つときは、たとひ、身體の或部分に、細菌の侵入を受くるも、之を感受するに至らざるものなり。

第一二一節 免疫 痘瘡、腸チフス等に、一回罹るときは、此等の細菌の、排泄する毒素の作用を打消すべき、所謂、抗毒

素を、身體中に發生するにより、其後、或年期間、痘瘡は五六年間、腸チブスは五年乃至十年間、は、同質の、多量の毒素を注入せらるゝも、之に堪ふるに至るべし。之を免疫といふ。此理を應用して、英國のゼンナー氏は、種痘法を發明し、痘瘡の完全なる豫防をなすに至れり。痘瘡は、小兒に傳染し易きものなれば、生後五六ヶ月に至らば、必ず種痘を行ふべく、已に痘瘡に罹り、又は、種痘をなしたる人にて、五六年を経ば、更に種痘を行ふべし。

種痘をなすに當り、注意すべき點は次の如し、

- 一、精良なる牛痘苗を選び、決して、人痘苗を用ふべからず。
- 二、種痘に關する、學力、經驗に、富める醫師を選ぶべし。
- 三、極寒極暑の時期を避くべし。

四、身體の、最も、健全なる折を見計らひて、之をなすべし。
 五、小兒の種痘は、善感するまでは、幾回も、種を替ふべし。
 六、種痘後、一二週間は、よく、其部の保護に注意すべし。
 以上の二方法は、身體をして、細菌の感受性を失はしむるを目的とするものなり。

第十九章 治療法

第一二二節 醫師 疾病に罹りたるときは、初期に於て、醫師の治療を受くべし。殊に、小兒の疾病は、其經過甚だ速かなるを以て、少時にても、治療を猶豫するときは、不測の禍を招くことあるものなり。

醫師は、患者の、唯一の頼みとするところのものなれば、其人の選擇には十分注意をなさるべからず。

一、醫師は、學力經驗に豊富なる人たるべし。専門醫をよるしとす。

二、丁寧熱心なる人たるべし。

三、患者は勿論、家族の信用する人たるべし。

四、平時、患者の身體をよく、知れる人たるべし。

五、醫師は、成るべく之を變更すべからず。

六、數人の醫師を依頼するときは、其内の一人を、主治醫と定め、萬事此人に相談して事を決すべし。

七、醫師の命令、並に注意等は、必ず、之を確守せざるべからず。

第一二三節 藥用法 藥劑には、内用藥と、外用藥とあり。

今、其各につきて種類と用法とを述ぶべし。

内用藥

一、水藥 之は、藥瓶を振蕩したるのち飲用すべし。

二、散藥 之は、水、又は微溫湯を以て飲み下すべし。

三、丸藥 之は、其儘、舌上にのせ、微溫湯にて飲み下すべし。

飲みにくきものは、散藥、丸藥ともに、オプラートに包みて、のむべし。

外用藥

四、塗擦藥 之は、一定量の藥を、手掌にとりて、擦り込むべし。

之をなすには、前以て、手を清潔にすること大切なり。

五、塗布藥 之は、藥液を、筆を以て皮膚に塗るをよろしとす。之に用ふる筆は、極めて清潔なるものたるべし。

六、散布藥 之は、粉藥を、皮膚にふりかくる法なり。毛筆又

は綿に薬をつけ、指にて弾きて、ふりかくべし。

七、膏藥 之は、醫師の指定したる部分に張るべし。

芥子を貼附するには、芥子粉を温湯にてねりて泥状となし、之を紙にのべ、更に、上面を紙にて被ひ患部にはるべし。時間は、十分乃至二十分間を適度とす。

八、吸入法 之は、呼吸器病患者に用ふるものにして、温霧を、咽喉に送り入るゝ方法なり。醫師の指圖をまつべし。

九、含嗽法 之は、薬液を口に含み、口内若くは咽喉を洗滌する方法なり。小兒等には、該液を布片に浸して、口中を拭ひやるべし。

一〇、點滴法、眼、又は耳に薬液をつぎこむ方法にして、點眼管を用ふべし。

一一、灌腸法 之は、肛門より直腸内に薬液を注入する法

なり。ゴム球又はエリガートルに、薬液を充て、其嘴端に、グリスリン又は油を塗り、肛門内に入るゝこと一寸程なるべし。灌腸後は、安臥せしめ、成るべく久しく、薬液を腸内に保たしむべし。灌腸器は殊に清潔にすべし。

第一二四節 罨法 之は、局部の疼痛を和ぐるために、其

部分に、温度の變化を與ふる方法にして、次の種類あり。

一、冷罨法 之には、冷水を用ふるときと、氷を用ふるときとあり。冷水を用ふるときは、布片を、冷水に浸し、軽くしぼりて患部に置くべし。氷を用ふるときは、氷片を、氷囊中に入れ、之を、其患部に置くべし。又は、此等の代りに、冷かなる薬液を用ふることあり。

二、溫罨法 之には、溫湯（四十度前後）溫石、懷爐等を用ひ、又は、鹽、こんにやく、巴布粉を用ふることもあり。溫湯を用ふるときは、冷水罨法と同じく、布片に浸して、患部に置くことあり、又は、ゆたんぼとなすことあり。溫石は、之を熱して、適當の溫度に至りたる時、布片に厚く包みて、局部に置くべく、懷爐灰は、よく乾燥したるものを選び、火の消えざる様注意すべし。鹽は、煎鹽となし、こんにやくは、煮て、溫度を高め、布片に包みて用ひ、巴布粉は、溫湯を以てねり、之を紙及び布片に包みて用ふべし。

第一二五節 浴法 之は、皮膚を、丈夫にし、且つ、血液の循環を催進せしむるものにして、次の種類あり。

一、溫浴 白湯、又は湯氣を用ふるものにして、其溫度は、三

十八度乃至四十度を適度とす。

二、鑛泉浴 之は、鑛泉溫浴にして、其含有物の如何によりて、其効能異なるも、外傷、皮膚病等には特効あるものなり。

三、冷水浴 之は、冷水中に浸したる布片を以て、皮膚を摩擦することあり、冷水を、全身又は局部に灌ぐこともあり。何れも、皮膚のはたらきを盛んにして、其抵抗力をよむる効能あるものなり。

四、海水浴 之は、夏時、海岸にて、海水に浴する方法にして、皮膚は、海風にさらされて、其抵抗力を増し、海邊の空氣は、濕氣多くして、溫度の變化少きにより、心身共に爽快を感じるものなり。

第一二六節 血清療法 之は、毒素の作用を打消すべき

抗毒素を、身體中に發生せしむるを目的とするものにして、種々の傳染病に對して、奏効あるものなり。

今、發病せしむるに足らざる、少量のヂフテリヤ毒素を、馬の體內に注入し、漸次、其注入の量を増すときは、其動物の體內に、抗毒素を發生して、所謂免疫性を得て、多量の毒素を注入するも、之に堪ふるに至るものなり。此の如き動物の血清は、其毒素を中和して、無害になすものにして、發病の初期に、此血清を注入するときは、治療の効をあらはすべく、發病以前に注入するときは、豫防の効をあらはすことを得べし。ヂフテリヤの外、破傷風の如きも、血清療法の効あるものなり。

第一二七節 救急療法 之には、種々の方法を含むものにして、突然疾病を發したるとき、又は、創傷等を受けたるとき、早急に施すべき方法なり。但し、重患なるときは、直に、醫師に送るべきなり。

一、假死 溺死、縊死、窒息死等につきては、之を惹き起したる原因を去り、適當に温めたる後ち、人工呼吸法を行ひ、且つ興奮劑を與ふべし。

二、卒倒 之は、腦充血、腦貧血、又は、日射病等のため惹き起すものなれば、顔色紅を呈したるときは、頭部を高くすべく、蒼白になりたるときは、足を高くし、何れの場合に於ても、冷罨法を施すべし。

三、火傷 傷部に、卵黃、又は、胡麻油、椿油等を塗り、布片にて包むべし。

四、咬傷 毒蛇、又は毒蟲に咬まれたるときは、其患部に、止

血法を施したる上、毒液を吸ひとり、アンモニヤ水を塗るべし。狂犬のときは、止血したる上、直に醫師に送るべし。

五、中毒 概ね、腹痛を起すものにして、毒物の胃中にあるときは、之を吐出せしむべく、腸中にあるときは、下劑を用ふべし。尤も、中毒にあらざる腹痛、嘔吐、下痢等は、身體を温めて、安靜に保つべし。

六、止血 消毒液に浸したる布片にて、其創所を洗ひ、指、爪、紐、紐等を以て、其前後の血管を固く壓すべし。吐血又は咯血したるときは、安靜に横臥せしめ、胸部又は胃部に、冷罨法を施すべし。鼻血のときは、前額又は鼻上に、氷嚢を置き、明礬水、酢等を、鼻中に注ぐべし。

七、異物竄入 異物の鼻内に入りたるときは、細き針金又は紙捻かみを鉤にし、之をかけて引き出すべく、耳中に入りたるときは、膏藥類を、紙捻の先きにつけて、温めて、泥状となしたるものを、耳内に入れ、之に附着せしめて、取去るべく、食道に入りたるときは、湯、茶、飯等を鵜飲みにして、飲み下すべし。眼中又は氣管に入りたるもの、少時にして出でざるときは、醫師に送らざるべからず。

第二十章 看護

第一二八節 看護の務 病者の看護は、藥餌、飲食の介輔、不潔物の始末の外、病状を視察し、且つ、之を慰むるを以て、其務となすべきものなり。

第一二九節 衣食住 病者の衣食住は、健康者に比し、特

に、注意すべきものにして、其要點を擧ぐれば次の如し。

一、病室は、空氣の流通よく、光線の射入適當にして、閑靜なるところを選ぶべく、溫度は激變なきを要す。

二、病室には、藥品、驗溫器、病床日誌等の外、不必要のものを置くべからず。

三、臥床は、藁布團を用ひ、被衾は、輕暖なるものを、敷布は、白色をよろしとす。

四、衣服は、輕暖のものをを選び、つとめて清潔にし、度々之を取り替ふべし。

五、食物は、滋養ある、流動性のものをよろしとす。

第一三〇節 病狀視察 體溫、脉搏、呼吸等は、病者の診斷並に治療に關すること、大なるを以て、病床に侍するものは、

此等の視察を怠るべからず。

一、體溫 之を測るには、驗溫器の水銀部を、腋下に入れ置くこと、十五分間にして之を讀むべし。健康人の體溫は、普通三十七度なり。

二、脉搏及び呼吸 大人にありては、脉搏は、六十乃至七十、呼吸は、十八回を普通とす。されども、幼兒にありては、年齢によりて、多少の差あり。之を表に示せば、次の如し。

年齢	呼吸數	脉搏數
乳兒	三五—四五	一三〇—一四〇
三年以下	三〇—三五	一〇〇—一二〇
五年以下	二六—三〇	九四—一〇〇

脉搏は、撓骨動脈を、指にて壓して側り、呼吸は、男は横膈

膜の邊、女は胸又は肩に手をあて、測るべし。但し、呼吸にありては、呼氣と吸氣とを、別に、數へざるものとす。此等の測定は、一日二回乃至三回にするを常規とす。以上の外、便通の回数、性質、分量等を測定する必要あり。測定の結果は、之を、病床日誌又は溫度表に記入して、日々の變化の模様を見るべし。

第一三一節 介抱 元來、病者は、身體の常態を失ふところより、神經に影響を及ぼし居るを以て、周圍の状態、醫師、看護者の舉動等は、大に、病者の精神に刺戟を與へ、圖らざる事より、病勢を強からしむめ、治療に障害を及ぼすこと少からず。是を以て、病床に侍するものは、慈愛、親切を以て、病者に接し、緻密周到なる注意を以て、看護の勞にあたり、病者をして、

不便、不快の念を起さざらしむると同時に、種々の方面より、精神を慰むることを、つとめざるべからず。今一二の注意すべき條項を擧げん

- 一、病室を清潔にし、適當に裝飾を施すこと。
- 二、便通、入浴、更衣等の世話を、つとめて、丁寧親切にすること。
- 三、服藥の時間、分量、用法等は、醫師の指揮を受くること。
- 四、病者の睡眠せんとするときには、つとめて、安靜にする

こと。

- 五、應接者に注意すること。
- 六、病者の罵詈、叱言等を、意に介せざること。
- 七、醫師の許可を得たるときは、新聞雜誌等を讀み聞かせ、

又は、談話をなすもよろし。

第一三二節 回復期の注意 病人の、回復期に向ふときは、身體の自由、並に、飲食物を要求するものなれば、此の時には、醫師の指圖によりて、之を許すべし。病勢の後戻りは、病人の要求のみを満足せしめ、又は、看護を怠るより來るものなれば、此等の點によく、注意すること必要なり。

第一三三節 危篤の場合の注意 危篤に迫りたる病人の状態は、病症の如何により、一樣ならざれども、大抵は、呼吸緩かになり、脈搏は速になり、面貌變り、手足冷却するを常とす。此場合に至らば、看護人は、速に、之を、醫師並に家族に通知し、病人の臥褥を整理し、身體を正ふせしめ、病人をして泰然命を終らしむべし。

絶命の上は、醫師の検査を受け、然る後ち、全身を清むべし。尙、二十四時間を経るにあらざれば、死亡の手續をなすべからず。

第六編 整理

第二十一章 家族

第一三四節 家長及び主婦 家長は、一家の主宰にして、家の内外を問はず、其責任を負擔すべく、家族は、其命令に従ひて、之を補助すべきものなり。若し、萬一にして、家長の命令當を得ざることある時は、之れが家族たるものは、妄りに逆ふ等のことなく、折を見て、懇ろに之を諫むる方法をとるべく、家長たるものも、亦、十分熟考の上、命令を下し、主婦、其他に委仕したる事項につきては、可成、干渉を避けざるべからず。主婦は、家政の事に關しては、或る度まで、全く委任せられ居るものなれども、其實行に臨みては、大小となく、家長に、相談

して、過なからんことを期すると同時に、其責任のあるところを明かにすべし。

第一三五節 老人 老人は、かつて、一家を、經營整理したりし點に於て、家長、又は主婦の父母たり、祖父母たる點に於て、最も、尊敬すべき人なれば、之に事ふるものは、言語、舉動をつゝしみ、命令に従ふべきは、勿論、衣食住、其他に關して、特別の注意をなさざるべからず。

一、衣食住 老人の衣服及び寢具は、輕暖なるを要す。極老の人は、自ら寒暑を感ずることにく、且つ、衣服の着換を忌むものなれば、傍にあるものは、此等の點に注意して、衣服の増減及び洗濯の勞をとらざるべからず。老人の身體は、特に、寒氣に冒され易きものなれば、防寒の用

意周到なるを要す。外出の際は、殊に注意して、外套、襟卷、頭巾、手袋、足袋等を着けしむべし。

食物は、消化よく、滋養質に富めるものを選び、調理の方法を種々に變化し、且つ軟かにすべし。老人は、一回に多量を食するときは、停滯する恐あれば、よく、其分量に注意し、成るべく數回にこれをとらしむべし。

老人の居室は、閑靜にして、光線の射入、空氣の流通よろしきところを選ぶべし。二階の如き、不便、危険なるところは、成るべく、避くるを可とす。

二、起居の介抱 老人は、身體の自由を失ひ居るものなれば、些細のことより、不慮の怪我をなすことあるものなれば、起臥、用便、入浴、運動、疾病等の際は、殊に、注意を加ふる

ること必要なり。老人は、大抵、睡眠の少きを常とすれども、宵は早く寝ね、朝は遅くまで、褥中にあるやうにし、冬季は、ゆたんぽを入れて、能く褥を暖むべし。

便所は、成るべく寢室に近きを要すれども、尙、夜中は、便器を室中に備へ置くをよろしとす。入浴は、身體の衰弱したる人にありては、疲勞を増すものなれば、之をしぼし、且つ長くせしむべからず、入浴の際は、其溫度を程よくし、浴槽の出入、衣服の着換には、手傳をなすべし。適度の運動は、之を奨励すべきも、決して過激にわたらしむべからず。

老人は、身體、已に、衰弱せるを以て、病にかゝるときは、其回復、容易ならざるものなれば、平素、病にかゝらざる様

傍にて注意すべし。若し、一旦、之に襲はるゝことあらば、其初期に於て、治療を施し、且つ、其看護に注意すべし。

三、精神の保養 老人には、身體の保養と同時に、精神を保養すること必要なり。されば、經濟の許るす限り、詩歌、書畫、圍碁、音樂、茶道、插花、盆栽等、各其好みに應じ、徒然をなぐさむる方針をとるべし。觀花、納涼、賞月等に誘引するが如きは、最も適當なることなりとす。

老人をして、精神を勞せしむることは、もとより避くべきことなれども、さりとして、一切世事を拋棄せしむるは、却つてよろしからず。老人の早く耄するは、大抵、無事に苦しむものに多きものなれば、常に、多少の仕事に依頼し、且つ、家事上に關しては、時々、相談をなすべし。

第一三六節 婢僕 婢僕は、之を雇はぬ方、家族平和上、經

濟上より利あれども、若し、已むを得ずして、雇ふ時は、其選擇を吟味し、其取扱に注意し、事情の許す限り、之を教育すべし。

一、選擇に關して

- 1、性質は、質朴、誠實にして、正直なるもの。
- 2、身體強壯にして、遺傳病等なきもの。
- 3、多少の教育あるもの。

二、使役に關して

- 4、給料は、其人柄、使用期の長短、勞逸の度等により、定むべし。
- 5、受持の仕事を決め、之につきては、責任を負はしむべし。

6、備ひ入れたる際には、能く、家の習慣、仕事等を丁寧にととききかすべし。

三、取扱に關して

7、成るべく、家族と同一に取扱ふべし。

8、時々休息時を與へ、自己の所用をなさしむべし。

四、教育に關して

9、適當の時を見計らひて、日常生活に必須なる智識、技能を授くべし。

10、貯蓄心を起さしめ、給料の幾分を貯蓄せしむべし。

第二十二章 家風

第一三十節 家風の必要 凡そ一家を立て、生活を營むに當りては、善良なる家風をつくること必要なり。家風は、家

事整理の標準となるものにして、家族の一員たるものは、必ず、之に服従し、之によりて動作せざるべからざるものなり。家風正しき家は、秩序整然として、品位高く、従つて、人の尊敬を招くものなれども、家風の亂れたる家は、品位下りて、人の輕侮を招き易し、而して、其正否は、一家監督の如何によるものにして、主として、主婦の注意に關するものなれば、主婦たるものは、注意を周密にし、言行を慎みて、一家を率ゐることに努めざるべからず。

第一三八節 習慣 一家に於て、常に行ふべき事柄は、大小輕重の別なく、屢之を反復し、以て、習慣となすこと必要なり。一たび習慣となるに至れば、所謂第二の天性となりて、知らず識らずの間に、何等の苦痛なく、之を實行することを得

べく、且つ忘却することなきものなり。家風となすべき習慣の重なるものは、概ね次の四徳なるべし。

一、勤勉 一日の仕事たるや、食物の準備、衣服の洗濯、家屋内外の掃除より、老幼の取扱、金錢の出納、さては來客の應接等に至るまで、其數甚だ多く、之を、悉く處理せんに、は、勤勉ならざるべからず。即ち、朝は早く起き、夜は遅く寝ね、婢僕を指揮して、萬事を處理し、なほ暇あらば、讀書をなす等、つとめて時間の浪費をいましめ、怠惰、安逸を避け、以て、勤勉の風を養ひ、家風の振興を計るべし。

二、節儉 家を治むるに當り、如何に勤勉なりとも、節儉ならざれば、底なき桶に水を注ぐが如く、何の益するところなかるべし。されば、常に、衣食住に、一定の制限を立て、

遊樂虚飾の費を省き、つとめて奢侈をにくむ習慣を養ふときは、一家、漸くにして、富み榮ゆるに至るべし。さりとして、義理人情を缺き、公益を顧みざるは、所謂、吝嗇てふ惡徳なれば、これに陥らぬやう注意すること、肝要なりとす。

三、秩序 家長は、外務に當り、主婦は、内政を司り、老人は、主婦を助け、幼者は、長上の命令に服従する等、家族各其本分を守りて、他をおかすことなきときは、秩序整然として、一家和樂の基となり、家庭生活の趣味、茲に靄然として生ずるに至るべし。

四、清潔 清潔は、衛生上、經濟上、極めて必要なることなれば、日常の器具を始め、衣服、家財の清潔を力むべきは勿

論なれども、大掃除、煤拂、蟲干、井戸浚、夜具洗濯等の主なる事につきては、豫め、其實施の時期、方法等を定め、年中行事に掲げ置きて勵行すべし。かくする時は、これに要する費用の如きも、豫算より支出するを得べければ、支拂上にも、大に便利なるものなり。

第一三九節 祖先の遺風 家風は、以上述べ來りたる、善良なる習慣を養成するによりて、つくり得べきものなれども、祖先傳來の遺風も、亦、大に、顧るべきものなり。何となれば、祖先の遺風は、一家の安全をたすくるのみならず、歴史的關係より、子孫をして、一家の名譽と利益とを進めんとする意氣を、引き起さしむるものなればなり。されば、妄りに、之を固陋なりとして、却けんとするが如きは、却つて、家風を破るも

のなりといふべし。但し、其遺風にして、何れの點より見るも、採るに足るものなきときは、速に之を改むべし。

第一四〇節 郷土の風習 祖先の遺風に注意すると同時に、郷土の風習も、亦、重んずべきものなりとす。蓋し、或る場所の風習は、其場所の地理的、歴史的關係より、必然の結果として、來るもの多きものなれば、所謂郷にいたりては郷に従へとの教を守り、其場所に生活する上は、其風習に従ふべきは、至當なりとす。されど、其風習にして、賤しむべきものなるときは、之を避くべきは勿論なりとす。

第一四一節 家法 一家の家風は、其家族の服従實施すべきものなることは、已に述べたるところなるが、之を、成文的に表出せざるに於ては、自然、怠り勝になり、且つ、之を子孫

に傳ふること能はざるものなれば、一家に於て採るべき主義、習慣、年中行事等は、之を家法として、文字に表出し、日々目撃すべき場所等に掲げ置くをよろしとす。

第二十三章 家計

甲 財産

第一四二節 財産の種類 財産には、不動産、動産の區別あり。土地、及び之に定着する家屋、井戸、橋梁等、之を不動産と稱し、日用の家具、什器、衣服、食物、家畜、金銀、寶物等、不動産以外のもの、之を動産といふ。

第一四三節 不動産の運用 すべて、財産は、之を適當に運用すれば、相當の利益を生ずるものなり。即ち、不用の土地は、之を貸して、地代、小作料等を徴收するを得べく、或は、農産

物を栽培して、之が收穫をなすべく、不用の家屋は、之を貸し附けて、相應の家賃を收むるを得るが如し。

第一四四節 動産の運用 之は主として、金錢の運用を指すものにして、或は他に貸し付け、或は貯蓄して其利殖をはかり、又は、土地、家屋等を買ひ入れて、これより生ずる利益を收むるの類なり。

貯金には郵便貯金、銀行貯金、及び保險の三種あり。

第一四五節 郵便貯金 之は、郵便局の手を経て、遞信省に預け入るゝものにして、最も、安全なる方法なり。利子は、年五分四毛にして、他の貯金に比すれば、歩合低し。之には、切手貯金、通帳貯金の二種あり。

切手貯金は、切手臺帳に、五厘、一錢、又は、二錢の郵便切手を

貼附して、満貼となりしとき、之を通帳に記入するものにして、小兒の貯金に適するものなり。

通帳貯金は、十錢以上、何程にても預け入るゝことを得。但し、一度に五十圓以上、及び、貯金總額五百圓以上を預くることを得ず。利子は、年に一回、之を計算して、元金に加ふるものなり。

第一四六節 銀行貯金 之は、銀行に預け入るゝものにして、信用ある銀行は、割合に安全なり。其利子は、貯金の種類によりて異なるものとす。

銀行貯金には、貯蓄預金、定期預金、當坐預金、別口當坐預金の種類あり。

貯蓄預金は、一錢以上、何程にても預け得るものにして、其

利息歩合は、年五分乃至七分なり。何時にても、即時に引出すことを得る便利あり。

定期預金は、多額の金員を、或る期限を定めて預け入るゝ方法にして、其期間には、引出すことを得ず。利息歩合は、年五分乃至八分なり。

當坐預金は、一回に拾圓以上を預け入るゝものにして、何時、何程にても、現金、又は、手形として引出すことを得るものなれば、商人等には、最も、便利なるものなり。利息歩合は、百圓につき、日歩八厘乃至一錢四厘位なり。

別口當坐預金は、一回に五圓以上を預け入るゝ方法にして、其利息歩合は、百圓につき、日歩一錢、乃至一錢六厘なり。何時、何程にても引出すことを得。

第一四七節 保險 之は、強制預金にして、契約通り、毎月、或は、毎年、必ず、一定の金額を積むべきものにして、之を怠るときは、拂戻しの請求を爲す権利を失ふものなり。之には、種々の種類あれども、生命保険、火災保険の二種を以て其主なるものとす。

生命保険には、養老保険、終身保険等の區別あり。何れも身體を診断したる上、契約の金額を積みしめ、契約期間に死亡したるとき、若しくは、其期限の終りに至りたるとき、契約の全金額を拂ひ渡すものなり。何人も、自己の長命を希望せざるはなかるべきも、何時、不幸にして、此世を去らざるべからざるか測り難きものなれば、生前に、葬祭の費用、並に、遺族生活の道を講じ置くこと必要なり。生命保険は、此目的に出づ

るものなれば、之に加入するは、後年の患なからしむる方法なりといふべし。

火災保険は、家屋の價を見積り、其價を保険に附し、年々其保険料を支拂ふものにして、若し、不幸にして、火災に罹りたるときは、保険金の全額を受取り得るものなり。但し、契約期間に、火災に遇はざれば、其約束は消滅するものなり。

銀行又は保険會社等に、貯金又は保険を申込みんとするときは、豫め、よく、それらの世間に於ける信用、並に内部の狀態等を視察し、安全なるを認めたる後になすべし。然らざれば、不慮の損失を招くことあればなり。

第一四八節 貸金 此れは、やゝもすれば、損失を招き、又は、人の感情を害して、年來の懇意も、之がために、不和を來た

すが如きことあるを以て、營業にあらざるものは、成るべく、他の方法によりて、利殖の道を求むること好ましきとなれ。

第一四九節 管理 財産の放逸を防ぎ、増減を明かにするがためには、財産臺帳をつくりて、之に記入するを要す。其記入の方法は、卷末雜形を参照すべし。

乙 金錢の出納

第一五〇節 豫算 凡そ、一家生計の度は、財産の多少によりて定むべきものなれば、彼是酌量して、金錢出納の豫算を立つるを要す。而して豫算は、一年間を見積ることあり、一ヶ月間を見積ることもあり。

一、收入豫算 之は、成るべく、うちわに見積るべし。収入の途は、大略次の如し。

俸給(商工家に於ては、其利益金)

利子(貯金、株券等より生ずるもの)

貸地料(貸地に對する地代又は小作料)

貸家料(貸家に對する家賃)

雜收入

二、支出豫算 支出の途は、大略次の如し

食費(米、味噌、其他の副食物、薪炭費等)

被服費(衣服並に其附屬物、及び、身邊の裝飾費用等)

住居費(住居に關する費用)

家具費

交際費

教育費(子女の教育に要する費用)

圖書費(書籍、新聞、雜誌費等)

諸税

小遣(家人の各自の費用)

給金(婢僕の給金)

預金(郵便貯金、銀行預金等)

臨時費(不時に起りたる費用)

雜費(前陳の何れの費目にも入らぬもの)

支出の豫算は、收入豫算より、割り出すべきものにして、先づ第一に、食費、被服費を引き去り、其殘部より、漸次、各費目を減じ其殘りを貯金に充つべし。

此等費用の豫算は、月勘定ならば、前二三ヶ月、年勘定ならば、前二三年間の平均額を標準とし、之に、臨時の費用を參酌

して、立つべきものとす。而して、毎日、金錢を支出するに當りては、一ヶ月間、又は一年間の豫算の外に、更に、一日分の豫算をつくり、此範圍内にて支出すべし。

第一五一節 支拂 金錢の支拂につきて、注意すべきは、

點は次の如し。

一、支拂高は、必ず豫算を超過すべからず。但し、不時の災難等ある時は、此限りにあらず。

二、支拂は、主婦自ら之を司り、決して、婢僕等になさしむべからず。

三、支拂は、一定の期時に後れざるやうにすべし。

第一五二節 物品の購求 次の事項に注意すべし。

一、物品の購求は、不自由忍ぶべからざるときに限り、之を

なすべし。

二、物品を購求せんとするときは、先づ、其目的を考ふべし、即ち、日用品は、外見よりも、寧ろ、品質の丈夫にして、廉價なるものを選ぶべく、來客用品、及び、贈與品等は、少々價高くとも、外見の悪しからざるものを選ぶが如し。

三、物品を購求するときは、現金拂ひにするをよろしとす。掛買ひは、品質、價格、二つながら不利なるのみならず、自然に不用の品をも購ふに至る嫌あり。

四、物品は、時の相場を心得て、購求すること必要なり。

第一五三節 家計簿記 金錢の出納は、如何程、小額のものたりとも、必ず之を明記すべし。是れ、收入、支出の金額を明瞭ならしむるのみならず、彼是と、比較對照し得るを以て、自

ら、冗費を省きて、節儉の道に協ひ得ればなり。

家計簿記の帳簿は、賄帳、日記帳の二種にて足れり。賄帳には、日々の、賄費支出の一切を記入し、日記帳には、日々の收入、支出一切の金額を、順を追ひて記入するものなり。何れも、月末に至りて、之を決算し、其差引を計算すべし。尙ほ、其月に於ける、各科目の費用を比較せんには、毎月、決算表を調製し、各月の費用を對照せんには、年計表を調製すべし。

各帳簿の、出納の科目、記入の方法、整理の仕方等は、卷末の帳簿雛形を参照すべし。

第二十四章 結論

第一五四節 婦人の一家に對する務 一家を整理し、子女を教育するは、婦人の天職なり。今、左に、主婦の一家に對し

て、なすべき務の概要をあげん。

一、長上を敬ひ、幼者を慈しみて、家族の親和をつとむること。

二、衣服を調達し、食物を料理し、住居を齊へて、衛生の道を守ること。

三、子女を養育し、病者を看護すること。

四、親族、知己等に對する交際の圓滿をはかること。

五、善良なる家風をつくりて、一家の品位を高むること。

六、入るを計り、出づるを制して、家計を豊かならしむること。

第一五五節 婦人の國家に對する務 國は、家を以て本

となすものなれば、一家の齊ふと否らざるとは、啻に、其家の、

幸不幸に關するのみならず、國の盛衰、興亡に關するものなり。されば、衛生を守り、子女を教育し、家計を豊かならしめて、一家の繁榮をはかるは、即ち、國を繁榮ならしむる所以にして、間接に、國に盡すの効、軍人の、屍を戰場にさらすに異らざるなり。殊に、家庭に於ける子女の教育は、他の教育に先ちて、最も早くより施すべきものにして、且つ最も長く續くべきものなれば、其教育の良否は國の盛衰に關係すること、甚だ大なるものなり。

古は、家事を整理するを以て、婦人の能事終れりとなしたりしが、今日の社會は、種々の事情より、婦人も、男子と同く或る一定の職に従事し、自活の道を講ぜざるべからざる場合もなきにあらざれば、家事整理の傍ら、種々の内職に従事す

賄 帳

月日	摘 要	收 入	支 出	支出日計
7 1		10000		
”	茶 一 斤		800	800
2	卵 五 箇		150	
”	砂 糖 一 斤		140	290
3	菓 子		200	200
4	味噌一貫目		300	300
6	醬 油 一 升		300	300
8	牛 肉 一 斤		400	
”	豆 腐 二 挺		030	430
10	卵 二 箇		060	060
11	菓 子		100	100
12	豚 肉 一 斤		250	250
13	蕎 麥		300	300
15	ビール二本		600	
”	味噌一貫目		300	900
16	醬 油 一 升		300	
”	牛 肉 一 斤		400	700
18	砂 糖 一 斤		140	140
20	酢 一 合		030	030
22	氷 水		120	120
24	壽 し		350	350
27	味噌一貫目		300	300

賄 帳

月日	摘 要	收 入	支 出	支出日計
7 28	醬 油 一 升		300	
”	茶 一 斤		800	1100
31		30000		
”	炭 屋 拂		5000	
”	八 百 屋 拂		6500	
”	魚 屋 拂		5200	
”	牛 乳 屋 拂		2400	
”	米 屋 拂		10000	29100
		40000		35770
	残 金	4230		

べきは勿論進んで外部の仕事にたづさはる決心なかるべからず。婦人の職務亦多大なりといふべし。

日 記 帳

月日	摘 要	收 入	支 出	残 高
7 1	前月ノ繰越高	11000		
”	貸家料	20000		
”	利 子	10000		
”	小 遣 (御兩親様へ)		6000	
”	住居費 (水道使用料)		1000	
”	食 費 (賄費ノ中へ)		10000	
”	小 遣 (主人へ)		3000	
”	小 遣 (自分へ)		2000	19000
3	被服費 (一郎單物代)		2000	
”	教育費 (一郎ノ授業料)		1000	16000
5	雑収入 (古着賣拂代)	1500		17500
6	被服費 (主人ノ下駄)		800	16700
7	諸 税 (地 租)		5000	11700
9	小 遣 (一郎へ)		1000	10700
12	小 遣 (主人へ)		5000	5700
15	雑 費 (車 代)		200	
”	交際費 (田中様へ贈物代)		1000	4500
16	教育費 (一郎ノ書籍代)		2000	
”	圖書費 (新聞雑誌代)		1000	1500
21	俸 給	70000		71500
22	預 金 (東京銀行ニ)		20000	
”	住居費 (瓦斯會社ニ)		1200	50300

日 記 帳

月日	摘 要	收 入	支 出	残 高
	前ヨリ			50300
7 23	家具費 (茶碗二箇)		250	50050
” 24	住居費 (臺所修繕費)		3000	47050
25	貸地料	10000		57050
27	雑 費 (慈善會ニ寄附金)		1000	56050
29	圖書費 (獨和字彙)		10000	46050
31	食 費 (賄費へ)		30000	
”	給 金 (女中二人分)		5000	11050

新最
家 事 撮 要 下 卷 終

財 產 臺 帳

科目	摘 要	增	減	現 在
現在	明治三十五年手許 = 現在	5000 000		
	明治三十六年十二月 本郷根津須賀町地所購入		2500 000	2500 000
	明治三十七年三月 本郷西片町一番地家屋購入		2000 000	500 000
	明治三十七年十二月軍事公債 購入		500 000	0
家屋	在來所有 本郷駒込肴町一番地建坪五十	3500 000		
	明治三十七年購入 本郷西片町一番地建坪四十	2000 000		5500 000
地所	本郷駒込肴町一番地坪數二百	3000 000		
	本郷根津須賀町十番地坪數百 七十	2500 000		5500 000
公債	軍事公債 (在來所有)	200 000		
	同 上 (明治三十七年購入)	500 000		700 000
預金	明治三十六年東京銀行當座預	350 000		
	同 三十七年 同上	250 000		600 000

59類
43号

明治三十九年二月三日印刷
明治三十九年二月六日發行
明治三十九年三月廿八日訂正印刷
明治三十九年三月卅一日再版發行

最新家事撮要與附

定價各冊金貳拾五錢

著者 佐々木君代

發行兼印刷者 東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地 大日本圖書株式會社

右代表者 專務取締役 宮川保全



發賣所

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地
大日本圖書株式會社
大坂市東區北久太郎町四丁目十七番屋敷
大日本圖書株式會社支社
各府縣下特約販賣所



広島大学図書

0130449276



類
號